

若年女性¹に対するオンライン・ハラスメントへの対策に関する提言書

内閣府男女共同参画局長 林 伴子様

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン
プラン・ユースグループ

1. オンライン・ハラスメント²がジェンダー課題であるという視点を取り入れてください

日本では若年女性のうち4人に1人が、ソーシャルネットワークサービス(以下、SNS)上で何らかの形でオンライン・ハラスメントを経験していると回答しています。さらに、自分のみならず友人、知人の若年女性を含めると51%の女性がSNS上でのオンライン・ハラスメントをとて頻繁にあるいは頻繁に受けていると回答しました³。オンライン・ハラスメントは、女性も男性も被害に遭いますが、若年女性が特に被害者になりやすい特性があるジェンダーに基づく暴力のひとつです⁴。オンライン・ハラスメントの予防策を考える際、ジェンダー視点を交えて検討することでオンライン・ハラスメントの減少につなげることができます。

2. オンライン・ハラスメントの被害を受けない・加害をしないための教育を充実させてください⁵

被害防止のための啓発だけでは、根本的な解決に繋がりにくだけでなく、被害者を責める風潮と二次被害を作りかねません。本当に必要なことは、加害を抑制する教育に力を入れることです。啓発活動も、被害の予防だけでなく、加害を防止する視点も取り入れて行ってください。以下の内容を公教育に取り入れ、小学校から高校まで段階的・継続的に行ってください。

i. 人権教育として、特に以下を熟慮しながら教えてください

- すべての人々は尊重される存在であり、ひとりひとりが人権を持っていること
- 自分が被害に遭ったとき、助けを求める権利があること。また、知り合いや友人が被害に遭ったときは介入出来ること
- ジェンダー等(ジェンダー、人種、民族、年齢、障がいの有無、LGBTIQ+)を理由とした偏見や差別は人の尊厳を否定するもので、人権侵害であること。それゆえ、オフラインではもちろん、オンライン上においても偏見や差別に基づく言動をすることは許されないこと
- 偏見や差別は有害なジェンダー・ステレオタイプに基づくオンライン上の性的なコンテンツによって強化されること

ii. 被害を受けた時の具体的な対処法を教えてください

子どもたちが被害を受けた時に、実際に対処できるような知識と能力を身につけさせる。例えば、実際に利用可能な支援のサービスの情報や被害に対処するための様々な手段を教え、また、ワークショップなどを通じて子どもがそれらのサービスを実際に利用する練習も行う。

教える知識の具体例) プロバイダ責任制限法や児童ポルノ禁止法、リベンジポルノ防止法の存在と使い方。ホットラインなどの相談サービス、加害行為への対処法、証拠の残し方。

iii. 加害防止のための教育をしてください

教育課程において、オンライン・ハラスメントの加害が起こる原因、軽率な加害行為による被害者への影響の大きさや加害行為の法的責任について児童・生徒に教えてください。また、以下のような制度も整えてください。

¹「若年女性」とは、本紙では15-24歳の女の子と女性をさす。

²「オンライン・ハラスメント」をプラン・インターナショナルでは次のように定義しています。「インターネット/モバイルテクノロジーを利用して実行され、ストーキング(付きまとい)、いじめ、ハラスメント、名誉そん、ヘイトスピーチ、搾取、迷惑行為をさす」

³プラン・インターナショナル(2020)「若年女性へのジェンダーを理由にしたオンライン・ハラスメントに関する調査結果日本の調査報告書」

⁴PEW research center(2014)「Online Harassment」によると、18~24歳の若年女性はオンライン上の執拗つきまとい、セクシュアル・ハラスメントによる被害を不均衡に受けている調査結果が出た。<https://www.pewresearch.org/internet/2014/10/22/online-harassment/>

⁵参考文献:ユネスコ「国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】」, 明石書店, 2020

- 上記の教育を現場の教員の裁量に任せるのではなく、カリキュラムを導入し、それを実施するための研修プログラムを充実させることで、すべての教員が適切な知識と能力を身に付け、自信を持って指導を行えるようにする。
- 児童・生徒がオンライン・ハラスメントの被害にあった時の学校の対処方法をマニュアル化。2017年2月に、関東の高校で、リベンジポルノの被害にあった生徒が学校に「5日以内に退学届を出すか、卒業判定会議で全職員にこの動画を見てもらうか選択しろ」と迫られ、強制的に自主退学させられた事件も起こっている⁶。こうした事件の再発防止に努める。

3. SNS企業と連携してオンライン・ハラスメント抑制に取り組んでください

現在、オンライン・ハラスメント対策に関するSNS企業共通のガイドラインは存在せず、その防止は各SNS企業の判断に委ねられています。SNS企業と被害・加害に関する情報共有を行ったり、SNS企業にとって指針になるようなガイドラインを作ったりすることで、より効果的な被害・加害防止と教育を実践できます。

⁶ <https://www.asahi.com/articles/ASND16RXNND1TIPE00S.html>